

佐賀県訓令甲第6号

県土づくり本部  
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、室長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、室長、課長、<u>副室長</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。